

京都市告示第 69 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 16 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西賀茂116号線	北区西賀茂北鎮守菴町116番地の10地先から	旧	メートル 24.10	メートル 5.90
	同町116番地の3地先まで	新	24.10	6.00
羽東師経108号線	伏見区羽東師古川町100番地の26地先から	旧	89.90	6.25 ~ 10.20
	同町100番地の1地先まで	新	89.90	7.00 ~ 10.82
羽東師緯131号線	伏見区羽東師古川町100番地の26地先内	旧	4.00	7.35 ~ 8.30
		新	4.00	8.41 ~ 8.73

(建設局土木管理部道路明示課)